

2008年8月11日

(社) デジタルラジオ推進協会 (DRP)

「デジタルラジオ・ローカルサービス」の送出運用に関する暫定ガイドライン

1. はじめに

この資料は、個人、団体（組織）が、地上デジタル音声放送の放送方式を利用して、通常のデジタルラジオ放送よりも小さい特定のエリアに限定して独自のコンテンツを放送のように送信する場合に適用するガイドラインである。本資料では、当ガイドラインが適用されるサービスを「デジタルラジオ・ローカルサービス」と呼ぶ。

「デジタルラジオ・ローカルサービス」は、例えば、送信出力を制限すれば免許を要しない微弱無線局として無許可で運用が可能になるが、放送方式を合わせるだけではなく、識別子等の運用調整を行わないと既存の放送局の受信に影響を及ぼす可能性が考えられる。そこで、このガイドラインは、既存の放送事業者、受信機メーカ及び、視聴者に対して受信機不具合や受信妨害等の悪影響が及ばないことを目的に策定したものである。「デジタルラジオ・ローカルサービス」を実施する者は、当面本ガイドラインに沿った運用を行うことを強く推奨する。

なお、本ガイドラインは、微弱電波や実験無線局によって「デジタルラジオ・ローカルサービス」を行なう事例が増えてきたことを受け、あくまでも受信不具合や受信妨害等の悪影響を避ける観点で策定した暫定のガイドラインである。今後のメディア環境の変化や技術の進展に伴い、本ガイドラインは大きく変更されたり、事業者運用規定等に吸収される可能性があることに留意されたい。

2. 適用範囲

- 本ガイドラインは、実験無線局の免許を取得して行なう「デジタルラジオ・ローカルサービス」もしくは、微弱無線局が行なう「デジタルラジオ・ローカルサービス」を実施する場合の送出運用に適用する。
- 本ガイドラインは、発行時において必要と考えられる条件のみを記載したものであり、今後もさらなる条件が発生する可能性があるため、暫定の位置付けとする。

3. ガイドラインの詳細事項

3.1 電波法の遵守

- 電波法に従い、他の無線設備に混信もしくは妨害を与えないように運用すること。

3.2 識別子の運用と遵守事項

- ネットワーク識別 (network_id) は、全国共通として 0x83FF を使用すること。
複数のサービス (複数の周波数の使用、もしくは、複数のサービス識別の使用) を同時に実施する場合においても、全て上記ネットワーク識別を使用すること。
- リモコンキー識別 (remote_control_key_id) は、99 を使用すること。
複数のサービス (複数の周波数の使用、もしくは、複数のサービス識別の使用) を同時に実施する場合においても、全て上記リモコンキー識別を使用すること。
- 連結送信グループ識別は、0xFC01 を使用すること。
- 音声放送系列識別 (sound_broadcast_affiliation_id) は使用しないこと。具体的には、BIT(Broadcaster Information Table)における拡張ブロードキャスト記述子の「number_of_sound_broadcast_affiliation_id_loop」のフィールド値を「0」として送出する。
したがって、NVRAM を利用する「デジタルラジオ・ローカルサービス」は運用できない。

4. その他

- 本ガイドラインで示されていない項目については、社団法人電波産業会 (ARIB) の地上デジタル音声放送運用規定 技術資料 ARIB TR-B13 に準拠すること。
なお、同一のコンテンツを繰り返し送出する場合においては、時刻情報 (TOT など) 及びクロック (PCR など) の連続性が保たれるように留意すること。
- 「デジタルラジオ・ローカルサービス」は、サービスを実施する者の責任の下で行われるものであり、本ガイドラインは「デジタルラジオ・ローカルサービス」の実施に関わる如何なる不利益に対しても責任を負わない。

以上